

札円動飼第 125 号

平成 27 年(2015 年) 9 月 30 日

札幌市保健所長 様

(保健福祉局保健所動物管理センター)

札幌市円山動物園

園長 田中 俊成

マレーグマ「ウッチー」死亡事案に係る改善結果報告について

平成 27 年 8 月 21 日付で、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）に基づく改善勧告書をいただき、8 月 28 日付で改善計画書を提出したところです。

このたび、改善勧告の項目ごとの改善結果をとりまとめましたので、下記のとおり御報告いたします。

なお、実施予定の項目につきましては、今後とも着実に推進してまいりますので、引き続き、関係法令のもと御指導を賜りますよう、お願ひいたします。

記

1 9 月までに改善した項目

(1) 法の基準に適合した適正な飼育実施体制の構築

獣医師機能の強化【9 月実施済、一部予定を含む】

9 月までに 2 つの飼育担当係に分散配置している 3 名の獣医師を 1 つの係に一元集約いたしました。

さらに、10 月 1 日付で獣医師を 1 名増員し、飼育担当とは異なる立場から責任をもって獣医療を行い、より専属的な診療・治療が実施できる体制を整えることいたしました。

これにより、獣医のカンファレンス体制の手薄さ等の課題の改善を図るほか、動物施設の巡回点検の強化、組織マネジメントにもつながる診療方針会議の拡充を実施するとともに、増員により既存業務の負担軽減や複数の視点、チームとしての検討、多角的な治療方針、治療行為等を実施いたします。

(2) 計画及びマニュアルの整備

ア 実施計画の整備【8月実施済】

動物の移動、繁殖に係る同居訓練及び麻酔を使用した治療等について、事前に実施計画を策定し、実施することとしました。

下記マニュアルにおいて、実施計画の策定を明記し、あわせて基本様式も定め、情報収集や関係者による打ち合わせを行い、動物の移動や麻酔等の実施前に計画を策定することを励行するよう、関係職員に周知しました。

イ マニュアルの整備【9月実施済】・・・別紙1（飼育業務マニュアル）のとおり

既存の「飼育業務マニュアル」（最近改訂 平成22年11月）を全面的に見直しました。基本的な動物飼育及び展示の考え方として、①より充実した動物の生態や習性を踏まえた飼育を行いながら、来園者の皆様に動物の素晴らしさを伝えることとすること、また、②高齢動物や負傷動物などの取扱いに十分に配慮することを盛り込み、あわせて「動物の愛護及び管理に関する法律」の具体的基準内容を盛り込み、常に理解して動物飼育を進めるようにいたしました。

さらに、餌管理や施設点検をより一層綿密に行うよう改訂しました。

(3) 職員教育の強化【9月実施済】・・・別紙2のとおり

9月14日から18日の一時閉園期間中に、飼育業務に携わる全ての職員に対し、①動物愛護管理法や展示動物の飼養及び保管に関する基準等の関係法令を理解するための研修、②改訂したマニュアルの内容を理解、情報共有するための研修、③動物飼育の基本に据えるべき「最善となる飼育を目指す」考え方と、最新のターゲットトレーニングに関する知見を学ぶ「飼育における最善」研修、④接遇対応研修を実施しました。

それぞれの研修の概要、出席人数等は、別紙2のとおりです。

(4) 施設の総点検及び改善措置の実施

ア アフリカゾーンの緊急点検の実施【8月実施済】・・・別紙3のとおり

今後開業を予定しているアフリカゾーンへの大型動物移動に係る技術的助言を受けるため、他の動物園職員による施設点検を実施しました。

その結果、18項目にわたり改修が必要と指摘されました。これらの項目については、順次改修してまいります。

イ 既存施設及び新規計画中施設の点検の実施【8月・9月実施済】・・・別紙4のとおり

一時閉園期間中に、アジアゾーンを含む既存21施設及びアフリカゾーンの施設点検及び衛生管理の確認を実施しました。

結果は別紙4のとおりであり、14施設で老朽化によるものを含む30項目について、計画的に改修していくことが必要と判断しました。これらの改修項目については、順次スケジュールを決め改修を進めてまいります。

なお、新規計画中施設についても、図面による点検を進めてまいります。

(5) 情報共有促進のための見直し【8月・9月実施済】

定例の職員ミーティングの時間をこれまで以上に確保するとともに、情報共有として、朝と昼のミーティングにて申し送りを徹底しました。

また、9月以降一元化された獣医班によるミーティングを毎朝実施し、昼のミーティングで動物の治療状況等の報告を行いました。

さらに、同居訓練、繁殖、動物移動等の飼育作業等に係る関係者の打合せを積極的に開催し、意思決定及び情報共有の徹底等を図りました。

2 引き続き検討を行う項目（中期的課題）・・・別紙5

以下の3項目については、外部アドバイザーや元旭山動物園園長・小菅正夫氏からの助言などを基に札幌市の附属機関である市民動物園会議で議論をいただきながら、引き続き検討を進めてまいります。

具体的な検討の進め方は、別紙5のとおりです。

(1) 組織強化のあり方に関する検討【平成28年春実施予定】

日々の動物診療に加え、動物舎の安全点検や動物の健康管理全般に係る業務を専門に担当するための組織強化のあり方について、引き続き検討を進めます。

(2) 人材確保・育成のあり方に関する検討【実施時期未定】

飼育体制のさらなる充実に向けた、飼育の専門的知識・技術を有する人材の確保や育成のあり方について、引き続き検討を進めます。

(3) 開園時間又は休園日のあり方に関する検討【平成28年春実施予定】

動物の体調確認、各動物舎の安全点検及び職員の情報共有をより綿密に行うための時間を十分に確保し、万全の態勢で動物園運営を行うため、開園時間及び休園日のあり方について、引き続き検討を進めます。

札幌市円山動物園

飼育業務マニュアル

平成10年7月6日 円山動物園長決裁
(平成22年11月 6日一部改訂)
(平成27年 9月25日一部改訂)

円山動物園飼育展示課

飼育職員の心構え

- 1 動物は、いつも健康を第一とし、やさしい心で飼育にあたりましょう。
- 2 調理・給餌は飼育の基本、常に動物の気持ちになって考えましょう。
- 3 病気の早期発見は、飼育のかなめ、日々の動物の変化に細やかな注意を払いましょう。
- 4 採食状況と糞便の状態を必ず観察し、動物の健康状態をつかみましょう。
- 5 飼育技術はお互いの交流から、小さなことでも大いに話しあって、技術の向上につとめましょう。
- 6 動物舎はいつも清潔かつ衛生的で過しやすい環境づくりにつとめましょう。
- 7 動物たちには日頃から、おいしい餌・衛生的な餌・きれいな水を与えるよう心がけましょう。
- 8 野生動物の飼育は、未開の分野、常に新しいものを開拓する気持ちをもちましょう。
- 9 入園者に対する応対は、親切ていねいにしましょう。
- 10 動物に関する関係法令を理解し、遵守しましょう。
- 11 連絡や相談を密に行い、皆が同じ情報を共有できるようにしましょう。

目 次

I 総論

1 飼育業務マニュアルについて	P 4
2 情報共有	P 4
3 法令の遵守	P 4
4 実施計画の作成	P 5
5 記録の記入	P 5
6 動物移動作業	P 5
7 動物舎・放飼場の日常清掃作業	P 6
8 動物舎、プール等の定期清掃・管理	P 7
9 動物舎の維持管理・点検	P 8
10 飼料	P 8
11 動物観察の留意点	P 9
12 動物展示の工夫について	P 9
13 除雪	P 10
14 その他	P 10

II 各論

1 作業手順書	P 11
---------	------

☆ 別紙 1 動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

第一種動物取扱業者の規制

展示動物に関する規制

☆ 別紙 2 実施計画手順

☆ 別紙 3 実施計画様式

☆ 別紙 4 作業手順書（参考様式）

飼育業務マニュアル

I 総論

1 飼育業務マニュアルについて

このマニュアルは、動物飼育業務を行うにあたり、基本的な業務の手順及び留意点についてまとめたものである。

動物飼育業務にあっては、まず第一に、動物が本来の生態や習性が發揮できるよう、できる限り快適に過ごすことのできる飼育とすること、そのうえで、動物の生態や習性を理解していただく展示を行うことを心掛けることとする。

さらに、特に配慮すべき動物として、高齢の動物、負傷した動物等特別な状態にある動物には、特に注意深く対応する。

総論では、どのような動物にも共通する事項もあれば、直接当てはまらない事項もあるので、動物の種類の違いにより、項目を適宜取捨選択することとする。

なお、このマニュアルは、必要に応じ見直し、改訂していくこととする。

2 情報共有

(1) 朝のミーティング

ア 前日の日誌の読み上げにより動物の健康状態、病気、出産、死亡、治療、工事等について周知する。

イ 当日の共同作業、飼料の変更・飼料の調達状況、行事予定等について周知する。

ウ 動物に関する各種の話題や他園の状況報告、その他の打合せを行う。

(2) 昼のミーティング

昼のミーティングでは、課内及び各班の周知事項について、周知する。

3 法令の遵守

飼育作業をするにあたり、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に定められた事項を遵守する（別紙1）。

下記事項は特に留意すること。

- (1) 動物の種類や習性等に応じて、動物の健康や安全を確保する。
- (2) 種類、数、発育状態、健康状態等に応じて、適切に給餌及び給水を行う。
- (3) 動物の日常の健康管理のため、細やかな観察を行う。
- (4) 動物舎は清潔かつ衛生的な状態を維持し、動物が過ごしやすい環境を整える。
- (5) 高齢の動物、負傷した動物等特別な状態にある動物には、特に注意深く対応する。

4 実施計画の作成

- (1) 以下の作業時には、実施計画を作成し、課長までの承認を得ること。
 - ア 動物の移動等飼育展示方法を変更する場合
 - イ 動物を同居訓練させる場合（繁殖を目的とする場合を含む）
 - ウ 動物に対し特別な訓練を行う場合
 - エ 動物に対し麻酔を使用する治療等を行う場合。ただし緊急時を除く
- (2) 実施計画を策定するときは、同様の事例について情報収集を行う。
- (3) 実施計画策定にあたり、関係職員との情報共有を行う。
- (4) 計画策定の手順は別紙2のとおりとし、計画書の様式は別紙3のとおりとする。

5 記録の記入

- (1) 当日の飼育に関する状況は、飼育日誌に記入（入力）する。
- (2) 翌日必要な給餌材料については「飼料ノート」に記入し、必要量を要求する。
- (3) 次の日の代番者が担任する動物の健康状況、給餌量、その他必要な事項について連絡引継ぎを行う。
- (4) 各獣舎の清掃、点検、動物数、動物の異常の有無の確認結果については、異常があった場合に飼育日誌に記録する。
- (5) 動物に対する給餌量及び残餌の状況を記録する。

6 動物移動作業

屋外又は屋内動物舎への移動など動物の出し入れに当たっては次の点に留意する。

- (1) 放飼場の点検
動物を出す前に屋外放飼場の檻、柵の破損、異物や危険物の有無、飲料水の有無等について点検、確認する。
- (2) キーパー通路がある場合は通路を遮へいし、安全を確認した後、動物舎の扉の開閉を行う。
- (3) 動物の出し入れ時の観察
動物を出し入れする前にその動物の傷病や身体異常の有無等外観からの観察を行った後、屋外または屋内へ動物を誘導する。
- (4) 動物出し後の室内的点検
動物を出した後、室内の床や檻の点検、便の形状や臭気、残餌物、量等について点検し、当日の給餌量、診療等の参考にする。
- (5) 動物を入れるに当たっての室内的点検

清浄な水が飲める状態か、扉などで開放状態になっている箇所はないか、熊手・スコップ等の道具類は放置されていないか、各動物が餌を食べられる状態になっているかどうかなどについて確認を行った後、動物を室内に入れる。

(6) 施錠の確認

動物を室内の檻などに入れた後は、速やかに施錠を行い、現場を離れる前に再度施錠状況を確認する。

7 動物舎・放飼場の日常清掃作業

(1) コンクリート製床の清掃・管理

ア 水洗いを行う前にあらかじめ残餌や糞ができる限り拾い集め、排水管や、汚泥沈殿槽の負荷を少なくする。

イ 事前散水

床を水洗する前に、床に付着した糞便等を除去し易くするため及び節水の観点からあらかじめ軽く散水を行い、多少時間を置いてから本格洗浄を行う。

ウ 糞尿等の汚れが床に強く付着した場合は、デッキブラシ掛けを行う。

エ コンクリートの床に直接餌を置く場合は、その部分は入念に清掃を行う。

オ 消毒剤、洗浄剤使用後の洗浄

消毒剤等を使用したときは、残留による動物への影響を極力避けるため、十分水洗いを行う。

カ 室内の湿気防止のため水洗後ワイパー掛けを行い、乾燥に心がける。

(2) 砂・碎石飼育場の清掃・管理

ア 発塵防止のための措置

砂や碎石の飼育場を掃除するに当たり、発塵防止のため、必要に応じ、散水を行う。また発塵が著しい場合は防塵マスクを着用する。

イ 熊手による掃除

砂や碎石の飼育場は、熊手により掃き掃除を行う。糞便が埋没していることがあるため、一旦拾い集めた後、レーキ掛けを行い、再度掃き掃除を行うことも必要である。

ウ 掃除後の整地

掃き掃除が終った後は、飼育場に傾斜や凹凸ができないようレーキあるいはトンボで平らに整地する。

(3) 水飲み器の清掃

貯水式のものは、水をすべて排出し、器を良く洗浄し、すすいだ後に水を入れる。

滴下給水（チョロ出し）を採用しているところについては、飲水器の汚れ具合に留

意し、適宜清掃する。

なお、滴下給水をする場合は、日中、外の放飼場に動物を出しているようなときは止水しておき、室内に入れる時に栓し、できるだけ滴下量を絞り、節水に務める。

(4) 餌箱の清掃

切り餌の残餌は残らず取り除きすべて廃棄する。

餌箱の清掃用箒等はキーパー通路の床等の清掃用と区別して使用する。

汚れが餌箱に強く付着しているときは、水洗い、タワシ掛け等により適宜除去する。

(5) その他

ア 清掃用具の洗浄等

清掃用具が糞便で汚れた場合は使用後洗浄し、必要に応じ消毒する

熊手、スコップ、一輪車などについていた汚泥のかたまりなども適宜除去する。

イ 廃棄物の処理

糞便、残餌等の廃棄物は、堆肥庫に速やかに投棄する。また飼料袋、ビニール袋、ゴム手袋等は別の紙袋等により廃棄処分する。

ウ プール等への注水

プールや池にホースで注水するときは、給水口が水中に没していると、引圧になったときにプール等の糞便混じりの水が水道管に逆流することがあることから、必ず水面から離して給水する。

8 動物舎、プール等の定期清掃・管理

(1) 硬化した地面の掘り起こし

飼育場の砂や碎石が動物の体重や糞尿により固まってきた場合は、掘り起こし、砕いて柔らかくする。

(2) 定期掃除

ア プールは藻の発生状況や汚れの度合いを見ながら、定期的にデッキブラシ等により清掃を行う。

イ 藻の抑制対策などに消毒剤や洗浄剤を使用するとき、希釈倍率、使用量を守り、事故のないよう取り扱う。

ウ ガラス越しに動物を見る箇所については動物の糞尿やホコリの付着をチェックし、定期的に水洗い等を行う。

エ 砂や碎石の粉塵が檻、放熱器、給排水管等の上に付着したときは、除去、清掃する。

オ 調理場、動物舎内の換気フィルターや換気フードの排出口は、定期的に点検し、汚れがひどいときは清掃する。

- カ 調理場内や冷蔵庫内を定期的に点検し、不用物品等の整理、廃棄を行う。
- キ 動物舎内、調理場、冷蔵庫などのクモの巣や汚れについては適宜大掃除を行い清潔に保つ。
- ク 通常使用していない扉や窓については、いつでも使用できるよう年間数回は開閉し注油を行う。
- ケ 屋外放飼場に生えている展示に不具合な雑草については、適宜除去する。

9 動物舎の維持管理・点検

(1) 日常点検

毎日、屋外又は屋内動物舎への移動など動物の出し入れの前後及び事務所に戻る前に、檻、柵、ガラス、扉、排水施設、空調機器等の施設及び設備の点検を行い、施設の安全管理に努めることとする。

(2) 施設の補修

日常点検時に施設の破損及び不具合を発見した場合は、消耗品の交換及び軽微な補修は、飼育担当職員が交換及び補修を行う。当該職員で対応できない規模の補修については、速やかに所属長または所属係長に報告し、経営管理課管理係に補修を依頼する。

(3) 計画的施設改修のため、年に1回以上全獣舎の総点検を行う。

(4) 特定動物の標識等、法に定められた掲示がなされているか定期的に点検する。

10 飼料

(1) 納入材料の補充

不足している給餌材料については順次補給する。

(2) 納入材料の運搬

給餌材料は委託業者が運搬する物以外は、各人が運ぶものとする。

(3) 納入材料の変更

給餌材料の種類や数量については、各年度ごと及び必要に応じ獣医師及び飼育員で協議する。

(4) 納入量等の調整

動物の年齢や体調、残餌量等を考慮し、必要に応じ給餌する餌の加工や種類や量を調整する。

(5) 不適食部位の除去

給餌材料が腐敗、異臭、カビの発生等動物への健康影響が考えられるものは、その全部又は一部を除去する。

(6) 餌の大きさの調整

切り餌は、その動物の採食に適した大きさにする。

(7) ビタミン剤等の添加

動物の健康維持のためや幼若動物や発育不良等の動物に対しては、必要に応じビタミン、カルシウム剤等を餌に添加する。

11 動物観察の留意点

動物の観察にあたり、まず、その動物の健康な状態のときの動作、姿勢等を把握したうえで、動物が落ち着いているときに行う。

また、いつもと違った行動や異常を速やかに見つけ出す訓練も日頃から必要である。

(1) 外観の観察

一般的には、その動物の姿勢、歩行（跛行）状態、呼吸の状態、皮膚の乾燥状態、外傷の有無、毛の光沢、脱毛の有無、体の局部的な腫脹の有無、目ヤニ・鼻汁の有無やその色・量、結膜の色、目の動き、体全体の削瘦又は肥満等について、日常的に観察する。

雌の個体にあっては外陰部の汚れ、外陰部からの分泌物の量や腫脹等を含めて観察する。

発育途上にある子どもについては、活気、栄養状態、肉付き等に注意する。

(2) 行動や生理現象の観察

ア 繁殖行動

まずその動物特有の発情行動、例えば追尾、寄り添い、鳴き合い等や食欲減退などの一般的な傾向を含めて基礎的な観察を行い、交尾、産卵等の確認につなげる。

イ糞尿の状態

糞便の色や量、消化の具合、便の軟硬、形状、臭気、異物混入の有無、血便、緑便の有無のほか尿についても同様な観点から合わせて観察する。

ウ 食欲等

食べる量の多寡、偏食の有無、採食時間帯や採食時間の異常の有無、飲料水の飲水量等を観察する。

12 動物展示の工夫について

(1) 常に来園者にとって分かりやすい表示を心がけるとともに、展示を効果的にするための解説について工夫する。

(2) 解説は、動物の解説のほかにも、自然と野生動物の関係や生息地の保全など、環境教育の視点からも情報を盛り込むよう、日ごろから情報の収集を行う。

(3) 定期的に来園者の視点で動物展示施設を観覧側から見回り、看板のはがれなどは修正するとともに、看板を適切なものに更新するよう心がける。

13 除雪

- (1) 降雪量が多い時には、動物を出す前に必要最低限の除雪を行う。
- (2) 降雪量が多い時は、室内に動物を収容後、適宜翌日の動物の運動に支障が出ない範囲で除雪する。
- (3) 放飼場の積雪量が多くなってきたときは、機械を使用した共同作業などにより除雪を行う。
- (4) 人止柵内の積雪量が多くなり、観客通路側から観察しにくくなったり植栽の上の雪が多くなってきたときは、除雪を行う。

14 その他

- (1) 鍵は各人が責任をもって厳重に管理する。
- (2) 飼育作業に当たっては、日頃から節水・節電に努める。
- (3) 担当動物に関する資料の調査や作成等を行う。
- (4) 動物舎、調理場等でゴキブリやねずみの発生を防止するため、鼠族、昆虫の防除を行う。
- (5) カラスの盗食が著しい場合は、テグス等による防鳥対策を行う。
- (6) 来園者が動物に菓子等の投げ餌をしたり、缶等を投げ入れたり、いたずらを行っている場合は、注意を与える。
- (7) 投げ餌が著しいときは、投げ餌禁止の放送を動物園本部に依頼する。
- (8) 来園者への応対は、おもてなしの心で行う。また、来園者応対は平等に行うとともに、言葉遣い・身だしなみには常に注意する。

II 各論

1 作業手順書

個々の動物の作業にあたっては、作業手順に従い実施すること。

また、日々の基本業務は、本番者・代番者とも共通とする。

なお、各動物の手順書は毎年1回以上点検し、必要があれば改訂すること。

作業手順書の参考様式は、別紙4のとおりとする。

法令順守事項

★動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）抜粋

(1) 基本原則（動物愛護管理法第1条）

すべての人が「動物は命あるもの」であることを認識し、みだりに動物を虐待するとのないようにするのみならず、人間と動物が共に生きていける社会を目指し、動物の習性をよく知ったうえで適正に取り扱うこと。

(2) 動物の飼い主等の責任（動物愛護管理法第7条）

飼い主は、動物の種類や習性等に応じて、動物の健康と安全を確保するように努め、動物が人の生命等に害を加えたり、迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。また、みだりに繁殖することを防止するために不妊去勢手術等を行うこと、動物による感染症について正しい知識を持ち感染症の予防のために必要な注意を払うこと、動物が自分の所有であることを明らかにするための措置を講ずること等に努めること。

(3) 動物取扱業者の規制（動物愛護管理法第10、22、23、24、19条）

第一種動物取扱業者（動物の販売、保管、貸出、訓練、展示、競りあっせん、譲受飼養を営利目的で業として行う者）は、動物の適正な取扱いを確保するための基準等を満たしたうえで、政令市の長等の登録を受けなければならない。登録を受けた動物取扱業者には、動物取扱責任者の選任及び政令市の市長等が行う研修会の受講が義務づけられているほか、政令市の長は、施設や動物の取り扱いについて問題がある場合、改善するよう勧告や命令を行うことができ、必要がある場合には立入検査をすることができる。悪質な業者は、登録を拒否されたり、登録の取消や業務の停止命令を受けることがある。

☞第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目

(4) 動物の飼養及び保管等に関するガイドライン（動物愛護管理法第21条）

展示動物等について、動物の健康と安全を確保するとともに動物による人への危害や迷惑を防止するための飼養及び保管等に関する基準を定めている。

☞展示動物の飼養及び保管に関する基準

(5) 危険な動物の飼養規制（動物愛護管理法第26、27、31条）

国が定めた危険な動物を飼う場合は、法律に基づき政令市の長の許可を受ける必要があり、動物が脱出できない構造の飼養施設を設けるなどして、事故防止を図らなければならない。また、飼うにあたってはマイクロチップなどの個体識別措置が義務づけられている。

(6) 罰則（動物愛護管理法第44条）

愛護動物* をみだりに殺し又は傷つけた場合は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処されます。また、愛護動物に対し、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、又はその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰

弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であって疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であって自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者は、100万円以下の罰金に処され、遺棄した者も、100万円以下の罰金に処されます。

* 愛護動物とは

- 1 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる
- 2 その他、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

第一種動物取扱業者の規制

「第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」より抜粋、一部改編

1 施設の管理

- 施設の定期的な清掃及び消毒は実施したか
- 汚物、残渣等を適切に処理し、清潔を保っているか
- 1日1回以上の巡回点検を実施しているか
- 清掃、消毒、保守点検について記録しているか（5年保存）
- 開口部は適切な管理されているか（鳴き声、臭気、毛の散乱等）もしくは脱臭装置等は設置されているか
- ねずみ等衛生害虫の侵入防止はなされているか、または駆除しているか
- 施錠設備は設置されているか（逸走防止）

2 設備の構造、規模

- ケージ等（檻、かご、水槽等）は、動物が日常的な動作を行うための十分な広さ及び空間があるか。※傷病動物等特別な理由がある場合はこの限りでない
- ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ等により動物が傷つくことがない安全な構造であるか
- ケージ等及び訓練場の床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である構造か
- ケージ等及び訓練場は、動物の逸走を防止できる構造及び強度があるか

3 設備の管理

- ケージ等に給餌給水の器具はあるか
- ケージ等に動物種に応じた遊具、止まり木、砂場、水浴び、休息等ができる設備はあるか
- ケージ等の清掃は1日1回以上実施し、残渣及び汚物は適正に処理しているか（蓋付容器等を使用する）
- ケージ等には、ふん尿の受け皿もしくは床敷きを敷く等の措置はなされているか
- ケージ等及び訓練場に施錠設備はあるか、施錠しているか

4 動物の管理

- 動物の種類及び数は、施設の構造及び規模に見合ったものであるか
- ケージ等の外で飼育していないか。※管理の徹底により一時的に飼育することは可能
- ケージ等に入れる動物の種類及び数は、ケージ等の構造及び規模に見合ったものか
- 動物間の闘争の発生を避けるため、異種又は複数の動物の飼育にあたり組み合わせ等に配慮しているか
- 動物の生理、生態、習性等に適した飼育環境か（温度、明るさ、換気、湿度、騒音

防止は大丈夫か)

- 動物の種類、数、発育状況等に応じた、適切な量及び回数による給餌並びに給水を行っているか
- 運動が困難なケージ等で飼育する場合、必要に応じて運動時間を設定しているか
- 長時間連続して展示する場合、ストレス軽減のため必要に応じて展示しない時間を設定しているか
- 演芸もしくは訓練を行う場合、過酷なものとなっていないか
- 1日1回以上動物の数および状態を確認し、記録しているか（5年間保管）
- 動物の死体は適正に処理しているか
- 鳴き声、臭気、体毛、衛生動物等による、周辺環境への影響はないか
- 動物の逸走に備え、捕獲体制を整備しているか、また個体識別は実施しているか
- 野生由来の動物を展示する場合、適切な種を選択しているか、また必要に応じ馴化を行っているか
- 新たな動物の導入時には検疫を実施しているか
- 動物の疾病又は傷害の予防、寄生虫予防又は駆除等の健康管理を実施しているか
- 必要に応じワクチンを接種しているか
- 疾病又は傷害を負った場合、必要な処置を行うとともに獣医師の診療を行っているか
- 衛生動物の発生及び侵入の防止措置はされているか、また駆除を実施しているか
- 動物を繁殖するにあたり、下記事項を留意しているか
 - ア 遺伝性疾患の発生、幼齢動物、高齢動物を繁殖に用いることの禁止
 - イ 遺伝性疾患の問題を起こさせる組み合わせによる繁殖の禁止
 - ウ 希少な動物の保護増殖を行う場合は、ア、イの除外規定あり
 - エ 母体保護、施設の規模及び構造を踏まえた適切な繁殖回数
 - オ 繁殖実施状況を記録（5年間保存）
- 動物の輸送にあたり、下記事項を留意しているか
 - ア 動物の輸送に係る設備（以下「輸送設備」という。）等の、転倒等防止措置
 - イ 輸送中は、動物を目視で確認（航空輸送は除く）
 - ウ 輸送する動物の種類及び数は、輸送設備の構造及び規模並びに輸送従事者数に見合ったもの
 - エ 輸送設備は日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間、ただし、動物の健康及び安全を守るために特別な事情がある場合を除く
 - オ 輸送設備は、定期的に清掃及び消毒を実施
 - カ 輸送設備は、動物の生理、生態等に適した温度、明るさ、換気湿度を確保

- キ 動物の種類、数、発育状況等に応じた、適切な量及び回数による給餌並びに給水
 - ク 輸送時間はできる限り短くするとともに、必要に応じた休息又は運動時間の確保
 - ケ 衛生管理、事故及び逸走の防止並びに周辺の生活環境の保全に必要な措置
- やむを得ず動物を殺処分しなければならない場合、できる限りその動物に苦痛を与えない方法で実施しているか
 - 有毒動物の飼育にあたり、抗毒素血清等の救急医薬品を備え、または医師による迅速な救急措置が行える体制を整備しているか
 - 平時より、職員間の連絡体制及び動物の逸走時の捕獲体制を整備し、または災害時における動物の避難方法の確立及び餌の備蓄等の対策を実施しているか

展示動物に関する規制

展示動物の飼養及び保管に関する基準より抜粋、一部改編

1 動物の健康及び安全の保持

(1) 飼養及び保管の方法

- 展示動物に必要な運動、休息及び睡眠は確保できているか
- 動物が健全に成長し、かつ、本来の習性が発現できるようにしているか
 - ア 展示動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じた適正な給餌及び給水
 - イ 種類、習性等に応じた、給餌及び給水方法の工夫
 - ウ 動物の疾病及び負傷の予防等日常の健康管理の実施
 - エ 疾病若しくは負傷し、又は死亡した動物に対する獣医師による適切な措置
 - オ 疾病又は負傷した動物の適切な保護を行わないことは、動物の虐待となる
 - カ 新たに導入した動物は、検疫を行う
 - キ 飼養環境への順化順応を図るための必要な措置の実施
 - ク 群れ等を形成する動物は、できるだけ複数で飼養及び保管する
 - ケ 異種又は複数の動物を同一施設内で飼養及び保管する場合、動物の組合せを考慮した収容
 - コ 幼齢時に社会化が必要な動物は、一定期間内、親子等と共に飼養する
 - サ 疾病又は負傷した動物、妊娠中若しくは幼齢の動物を育成中の動物、高齢の動物（以下「負傷動物等」という。）については、他の動物と隔離する
 - シ 負傷動物等に対し、治療する等の必要な措置を実施
 - ス 負傷動物等に、適切な給餌及び給水を行い、休息を与える

(2) 施設の構造等

- 展示動物の種類、生態、習性及び生理に適合するよう施設を整備しているか
- 施設が動物本来の習性の発現を促すことができるものとなっているか
 - ア 日常的な動作を容易に行うための十分な広さと空間
 - イ 隠れ場、遊び場等の設備を備えた豊かな飼養及び保管の環境を構築
 - ウ 排せつ場、止まり木、水浴び場等の設備を備える
 - エ 適切な温度、通風及び明るさ等が保たれる構造、又はその状態を保つ設備を備える
 - オ 屋外又は屋外に面した場所は、日照、風雨等を遮る設備を持つ
 - カ 床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理が容易な構造

キ 突起物、穴、くぼみ、斜面等により傷害等を受けるおそれがない構造

(3) 飼養保管者の教育訓練等

- 飼養保管者に対して必要な教育訓練を行い、動物の保護、動物による事故の防止及び観覧者等に対する動物愛護の精神等の普及啓発を行っているか

2 生活環境の保全

- 動物の排せつ物等は適正な処理しているか
- 施設を常に清潔にして悪臭や害虫等の発生防止を図っているか
- 動物のみならず人の生活環境の保全にも努めているか

3 危害等の防止

(1) 施設の構造並びに飼養及び保管の方法

- 動物の飼育に当たり、動物による人への危害及び環境保全上の問題等の発生を防止する措置を取っているか
 - ア 施設は、展示動物が逸走できない構造及び強度
 - イ 飼養保管者の作業が危険を伴わない、施設の構造並びに飼養及び保管の方法
 - ウ 施設の日常的な管理、施錠の実施状況、飛来物の堆積状況等の保守点検の実施
 - エ 定期的に巡回を行い、飼養及び保管する展示動物の数及び状態を確認

(2) 有毒動物の飼養及び保管

- 有毒動物の飼養及び保管にあたり、抗毒素血清等の救急医薬品を備えているか
- 医師による迅速な救急処置が行える体制を整備しているか
- 展示動物による人への危害の発生の防止に努めているか
- 有毒動物の飼養施設については、開口部が閉じた状態であっても、外部から当該動物の状態を確認できるか

(3) 逸走時対策

- 人に危害を加える等のおそれのある動物が逸走した場合の関係機関との連絡体制、捕獲又は捕殺するための措置等についてあらかじめ定めているか
- 逸走時の人への危害及び環境保全上の問題等の発生を防止する措置をとっているか
- 管理者及び飼養保管者は、人に危害を加える等のおそれのある展示動物が逸走した場合には、速やかに観覧者等の避難誘導及び関係機関への通報を行うとともに、逸走した展示動物の捕獲等を行い、展示動物による人への危害及び環境保全上の問題等の発生を防止する措置をとっているか

(4) 緊急事態対策

- 管理者は、関係行政機関との連携の下、地域防災計画等との整合を図りつつ、地震、火災等の緊急事態に際して採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成しているか
- 管理者及び飼養保管者は、緊急事態が発生したときは、速やかに、展示動物の保護並びに展示動物の逸走による人への危害及び環境保全上の問題等の発生を防止する措置を取っているか

4 人と動物の共通感染症に係る知識の習得等

- 管理者及び飼養保管者は、人と動物の共通感染症及びその予防に関する十分な知識及び情報を習得しているか
- 展示動物の飼養及び保管に当たっては、自らの感染のみならず、観覧者への感染を防止するため、感染の可能性に留意しつつ、不適切な方法による接触を防止し、排せつ物等を適切に処理しているか
- 展示動物に接触し、又は動物の排せつ物等を処理したときは、手指等の洗浄を十分に行い、必要に応じて消毒を行っているか
- 管理者は、感染性の疾病の発生時に、必要な対策が迅速に行えるよう公衆衛生機関等との連絡体制を整備しているか

5 動物の記録管理の適正化

- 管理者は、展示動物の飼養及び保管の適正化並びに逸走した展示動物の発見率の向上を図るため、名札、脚環又はマイクロチップ等の装着等個体識別措置を技術的に可能な範囲内で実施しているか
- 管理者は、動物の特徴、飼育履歴、病歴等に関する記録台帳を整備し、動物の記録管理を適正に行っているか

6 輸送時の取扱い

- 管理者及び飼養保管者は、動物の輸送に当たり、動物の健康及び安全の確保並びに動物による人への危害及び環境保全上の問題等の発生を防止する措置をとっているか
 - (1) 動物の疲労及び苦痛を軽減するため、できるだけ短い時間により輸送できる方法を探るとともに、必要に応じ適切な休憩時間を確保する
 - (2) 動物の種類、性別、性質等を考慮して、適切に区分して輸送する方法を探る
また、輸送に用いる車両、容器等は、展示動物の安全の確保、衛生の管理及び逸走の防止を図るために必要な規模及び構造のものとする
 - (3) 適切な間隔で給餌及び給水を行うとともに、適切な換気及び通風により適切な温度及び湿度を維持する

第4 個別基準

1 動物園等における展示

管理者及び飼養保管者は、動物園動物又は触れ合い動物を飼養及び保管する動物園等における展示については、次に掲げる事項に留意する

(1) 展示方法

動物園動物又は触れ合い動物の展示に当たり、動物本来の形態、生態及び習性を観覧できるようにしているか

ア 障害を持つ動物又は治療中の動物を展示する場合、観覧者に対して展示に至った経緯等に関する十分な説明を行うとともに、残酷な印象を与えないように配慮する

イ 動物園動物又は触れ合い動物の飼養及び保管を適切に行う上で必要と認められる場合を除き、本来の形態及び習性を損なうような施術、着色、拘束等をしない

ウ 動物への演芸及びその訓練は、動物の生態、習性、生理等に配慮することとし、動物をみだりに、殴打し、酷使すること等は、虐待となるおそれがあることを十分認識する

エ 生きている動物を餌として与える場合は、その必要性について観覧者に対して十分な説明を行うとともに、餌となる動物の苦痛を軽減する

オ 動物園動物又は触れ合い動物を繁殖させる場合、繁殖が支障なく行われるよう適切な出産及び営巣の場所の確保等必要な条件を整える

カ 動物の生態、習性及び生理並びに生息環境等に関する知見の集積及び情報の提供を行うことにより、観覧者の動物に関する知識及び動物愛護の精神についての関心を深める

(2) 観覧者に対する指導

動物園動物又は触れ合い動物の観覧に当たり、観覧者に対して次に掲げる事項を遵守するように指導しているか

ア 動物園動物又は触れ合い動物にみだりに食物等を与えないこと。

イ 動物園動物又は触れ合い動物を傷つけ、苦しめ、又は驚かさないこと。

(3) 観覧場所の構造等

人に危害を加えるおそれ等のある動物園動物が観覧者に接触することができない構造にするとともに、動物園動物を観覧する場所と施設との仕切りは観覧者が容易に越えられない構造となっているか

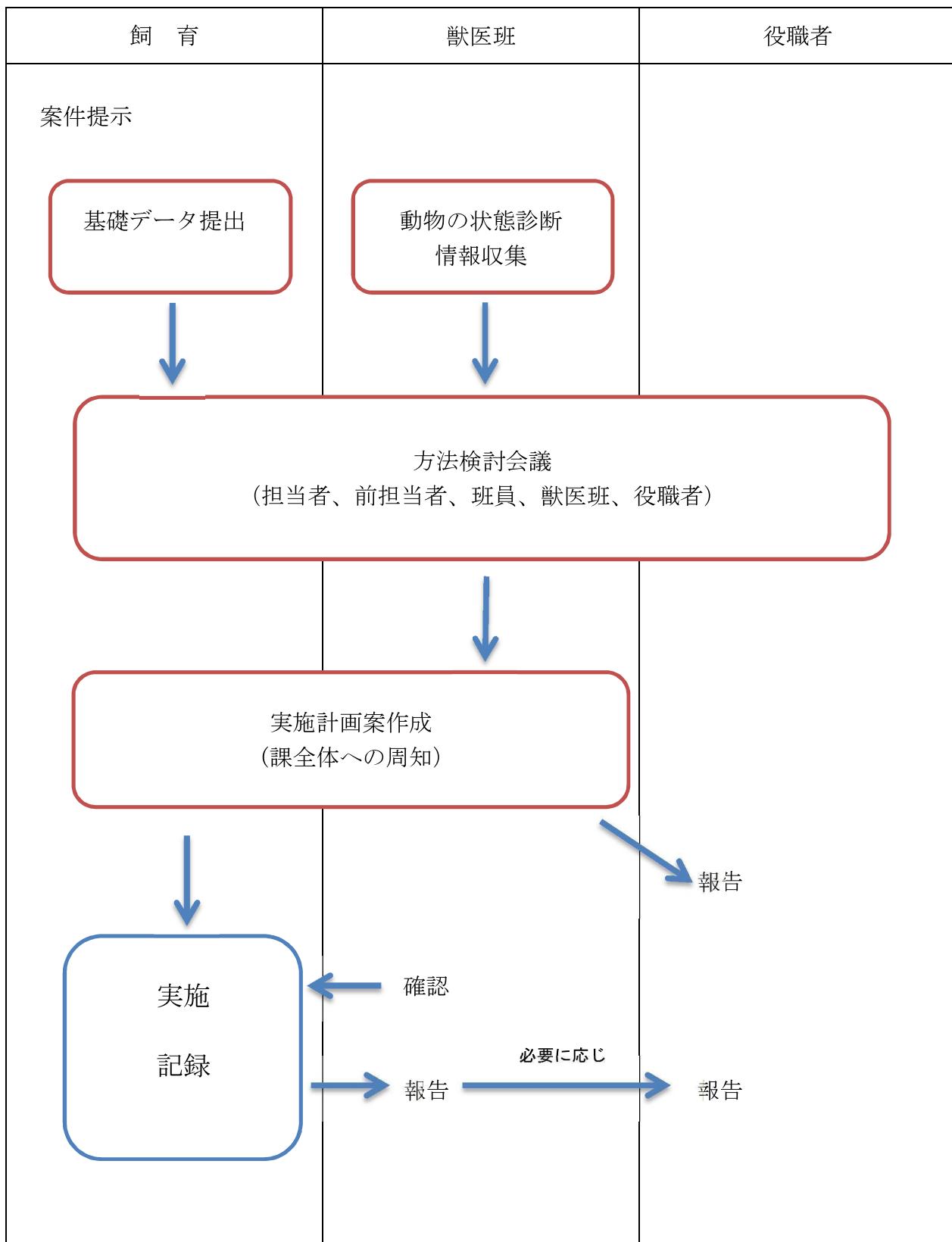
(4) 展示動物との接触

観覧者と動物園動物又は触れ合い動物が接触できる場合、その接触が十分な知識

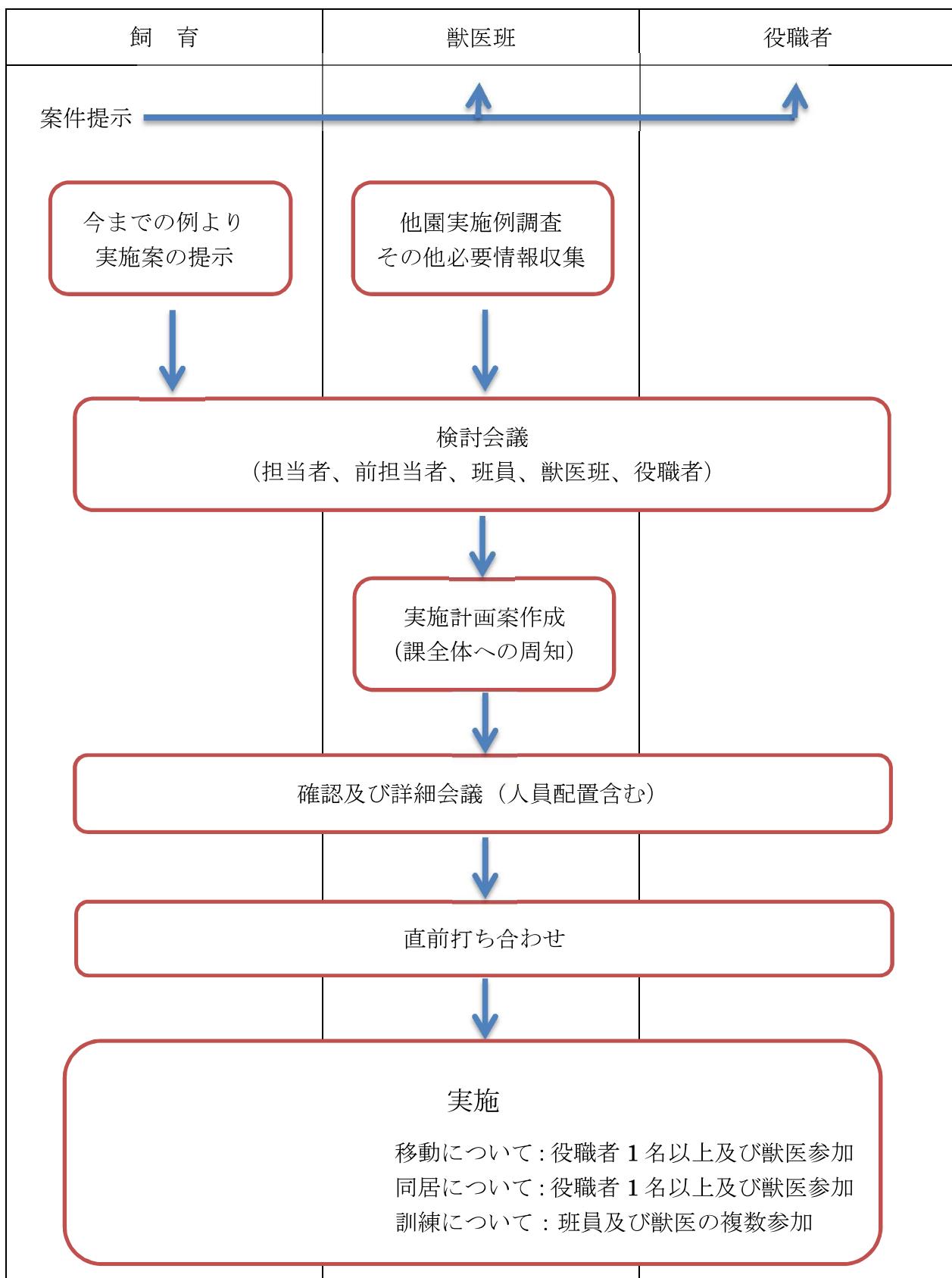
を有する飼養保管者の監督の下に行われるようになるとともに、人への危害の発生及び感染性の疾病への感染の防止に必要な措置を講じているか

- 観覧者と動物園動物及び触れ合い動物との接触を行う場合、観覧者に対しその動物に過度な苦痛を与えないように指導するとともに、その動物に適度な休息を与えていたるか

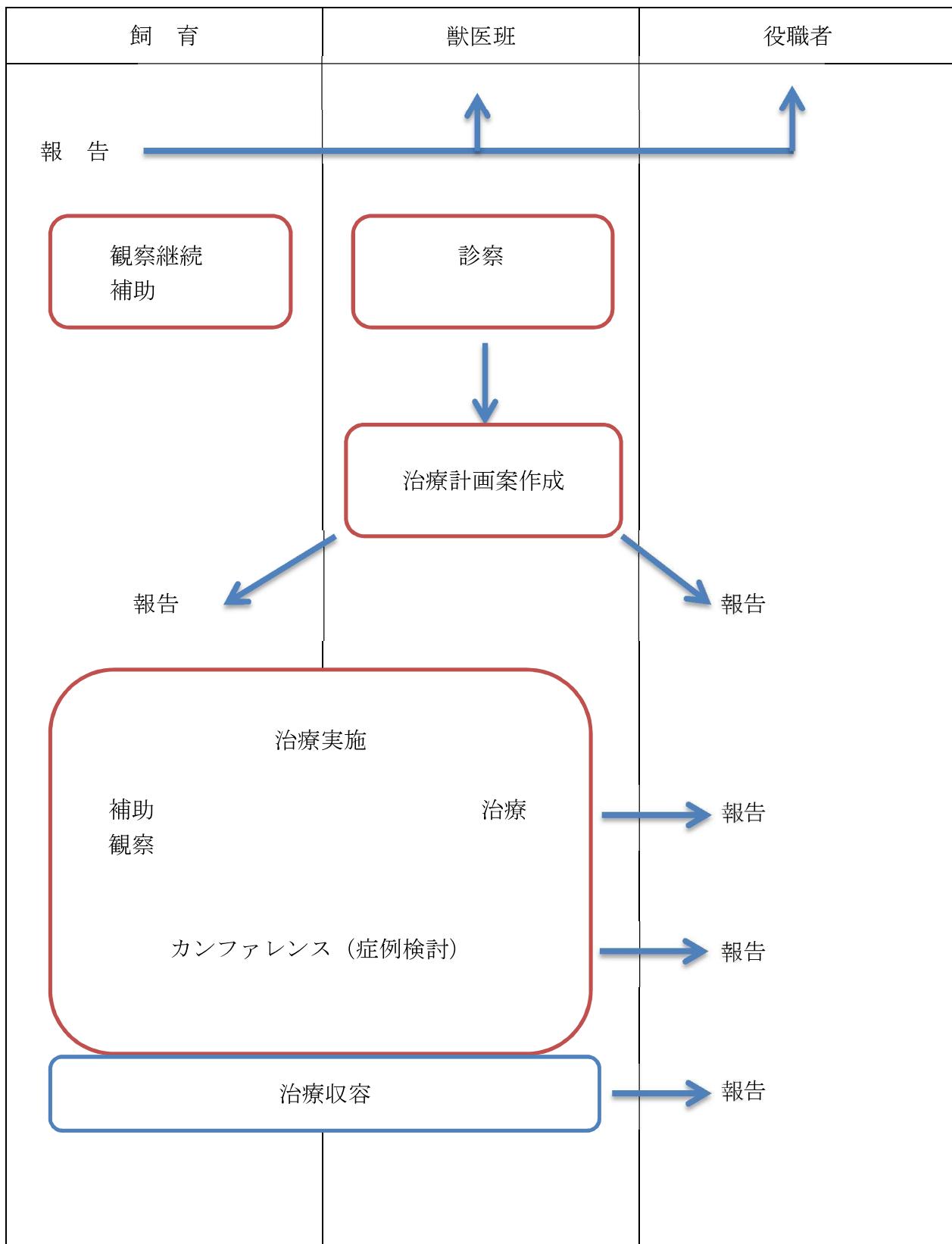
飼育方法等（繁殖含む）確認フロー



動物移動・同居・訓練を行う際の進め方フロー

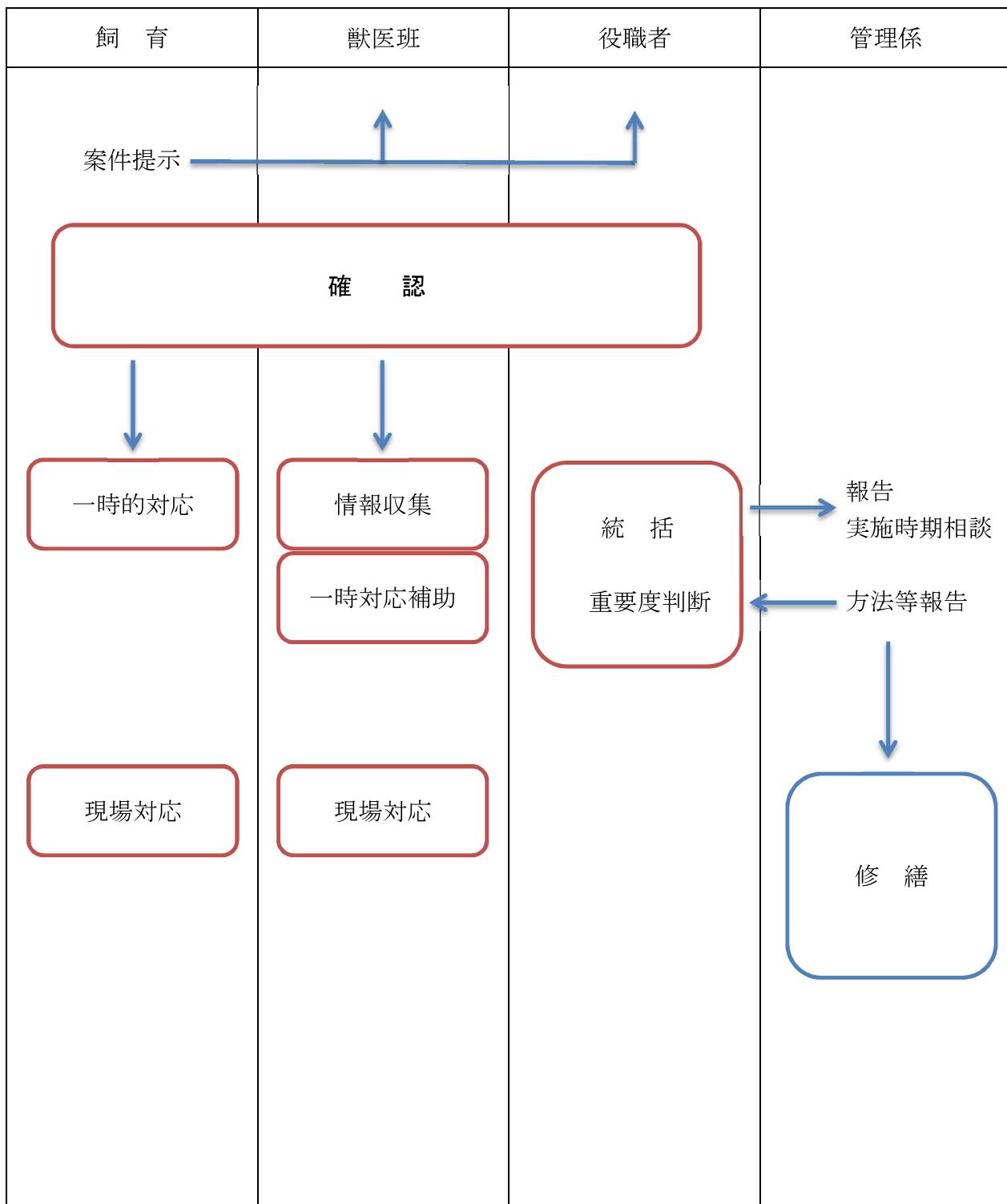


治療実施フロー



【参考】

修繕実施フロー



動物移動実施計画 ()

年月日 飼育展示課

◆ 動物種・移動個体

◆ 目的

◆ 作業場所

◆ 実施日時

◆ 作業手順（移動ルート地図を含む）

- ・事前トレーニング
- ・動物の収容方法
- ・輸送ルート（獣舎内・園内地図）
- ・輸送方法
- ・移動後の措置

◆ 役割分担

- ・統括
- ・獣医師
- ・従事者

◆ 使用器具・機材等

- ・捕獲用具
- ・運搬用具（構造、寸法、材質、加工、外観写真）
- ・記録用具
- ・安全用具

- ・治療用具

◆ 中止基準・中止後の措置

◆ 注意・確認事項

- ・特定動物の許可確認

- ・施設の事前点検結果

◆ 事前確認1（動物の状態等）

◆ 事前確認2（他園の状況）

◆ 事前確認3（その他必要事項）

◆ 施設閉鎖等周知事項（広報含む）

◆ その他参考事項

※ 項目は、必要に応じて省略することができる。

【別紙 3 - 2】

動物同居訓練実施計画 ()

年月日 飼育展示課

◆ 動物種・対象個体

◆ 目的

◆ 同居場所

◆ 訓練期間

◆ 訓練時間 (※ 1)

◆ 訓練監視体制 (※ 1)

◆ 訓練実施手順

- ・事前トレーニング
- ・事前投薬の必要性
- ・動物の移動方法
- ・訓練中の監視場所
- ・動物の分離方法

◆ 訓練中止基準・中止後の措置

- ・中止判断者
- ・判断基準
- ・中止後の措置

◆ 同居に伴う傷病時の治療対応

◆ 施設の改修等の必要性

◆ 発情の確認方法

◆ 注意・確認事項

◆ 事前確認1（動物の状態等）

◆ 事前確認2（他園の状況）

◆ 事前確認3（その他必要事項）

◆ 同居訓練に係る広報、周知事項

◆ その他参考事項

※1 別紙添付でもよい。

※ 項目は、必要に応じて省略することができる。

【別紙3-3】

麻酔治療等計画()

年月日 飼育展示課

◇動物種・対象個体

◇体重(推定体重)

◇目的

◇病歴(症状)

◇実施場所

◇実施日時

◇役割分担

- ・統括
- ・麻酔施用
- ・検査
- ・治療
- ・記録

☆麻酔☆

◇麻酔導入

- ・導入方法

- ・維持方法

- ・導入薬・施用量

- ・維持薬・施用量

- ・当園の実施記録

・他園の実施状況

◇使用器具・機材等

◇中止基準及び手順

◇注意・確認事項

☆検査☆

◇目的

◇外部専門家の参加

◇役割分担

◇検査手順

◇使用器具・機材等

◇中止基準及び手順

◇注意・確認事項

◇事前確認1（動物の状態等）

◇事前確認2（他園からの情報）

◇事前確認3（その他必要事項）

◇その他参考事項

☆治療☆

◇目的

◇外部専門家の参加

◇役割分担

◇治療手順・術式等

◇使用器具・機材等

◇中止基準及び手順

◇注意・確認事項

◇事前確認1（動物の状態等）

◇事前確認2（他園からの情報）

◇事前確認3（その他必要事項）

◇その他参考事項

※項目は必要に応じて省略することができる。

<参考様式:草食獣>

動物・動物舍名:

作成日: 改定・確認日:

作業内容		遵守事項(作業手順)	注意事項及びチェック事項
1 動物を放飼場へ出す		① 作業全般	・施錠は必ず確認する。
2 清掃		① 床面清掃 ② 草架入れ清掃 ③ 餌箱清掃 ④ 施錠を行う ⑤ ⑥ ⑦	・施錠は必ず確認する。 ① 作業全般
3 動物を舎内に入れる		① 作業全般	・施錠は必ず確認する。 ① 舎内に入る準備 ② 放飼場での動物観察 ③ 舎内に入れる ④ 舎内動物確認 ⑤ 施錠を行う ⑥ ⑦

<参考様式・肉食獣>

動物・動物舎名：

作成日：

改定・確認日：

作業内容	遵守事項(作業手順)	注意事項及びチェック事項
1 動物を放飼場へ出す	① 作業全般 ①外放飼場チェック ②舍内動物確認 ③放飼場に出す ④舍内確認 ⑤放飼場での動物確認 ⑥施錠を行う ⑦	•施錠は必ず確認する。 •カウンター操作注意。
2 清掃	① 作業全般 ①床面清掃 ②ガラス面清掃 ③施錠を行う ④ ⑤ ⑥ ⑦	•施錠は必ず確認する。
3 動物を舎内に入れる	① 作業全般 ①舎内に入る準備 ②放飼場での動物観察 ③舎内に入れる ④舍内動物確認 ⑤施錠を行う ⑥ ⑦	•施錠は必ず確認する。 •カウンター操作注意。

研修実施記録（9/14～18 実施分）

1 一時閉園中のスケジュール

日付	13:15～	13:30～	14:00～	14:30～	15:00～	15:30～
9/14	研修(1)（飼育業務マニュアル、動物愛護管理法）			施設点検①		
9/15	サル山会議	施設点検②				
9/16	職員会議（～13:45）	施設点検③				
9/17	研修(2)（接遇）			施設点検④		
9/18	研修(3)（飼育における最善）			施設点検⑤	研修(4)（動物愛護管理法）	

2 各研修の概要

(1) 飼育業務マニュアル、動物愛護管理法について

ア 実施日時 9月14日（月）13:15～14:30
 イ 実施会場 動物園プラザ
 ウ 目的 動物愛護管理法の再教育
 エ 概要 改訂した飼育業務マニュアルについて、改訂点を説明とともに、マニュアルに盛り込まれた動物愛護管理法について、再度教育を行った。
 オ 講師 飼育展示課 箕岡係長
 カ 出席 飼育展示課職員 28名

(2) 接遇研修

ア 実施日時 9月17日（木）13:15～14:30
 イ 実施会場 動物園プラザ
 ウ 目的 実例を通してお客様への対応を学ぶ
 エ 概要 お客様満足度、クレームの原因や対応、ホスピタリティ等について、実例を交えながら学んだ。
 オ 講師 キャリアバンク株式会社 今有貴乃 氏
 カ 出席 飼育展示課職員 31名、経営管理課職員 7名

(3) 「飼育における最善」について

ア 実施日時 9月18日（金）13:15～14:30
 イ 実施会場 動物園プラザ
 ウ 目的 大型草食獣の飼育及びトレーニングについて最新の知見を得る
 エ 概要 アフリカゾーンへの動物移動に備え、大型草食獣の飼育方法やトレーニングに関する最新の知見を講義いただいた。
 オ 講師 秋田市大森山動物園 柴田典弘 氏
 カ 出席 飼育展示課職員 32名

(4) 動物の愛護及び管理に関する法律について

ア 実施日時 9月18日（金）15:30～16:00
イ 実施会場 動物園プラザ
ウ 目的 動物愛護管理法について学ぶ
エ 概要 動物愛護管理法における虐待、動物取扱業、特定動物の飼養規制について学んだ。
オ 講師 保健所動物管理センター 坪松耕太技術職員
カ 出席 飼育展示課職員8名、経営管理課職員14名

	動物・獣舎名	指摘ヶ所	種類	問題点	改修事項
1	キリン舎 室内	観客側ワイヤー柵部分 (下部)	A	熱帯動物館の柵は網目フェンスであるが、新施設ではワイヤー柵であり間隔が広くなった。キリンが移動後、慣れないうちは、隙間に足を入れる恐れもあるので、補強しておいた方が良い。	ワイヤー柵の足元部分に、あゆみ板か、金網を張って補強する
2		観客側ワイヤー柵部分 (上部)	A	ワイヤー柵高さは基準の2.5mとなっているが、最上部の間隔が狭いと思われ、慣れないうちは、首を入れ込む危険性がある。しかし、2.5m高さは必要であるため外してはならない。	柵のワイヤーと配筋については、等間隔に修正移設する。(予定)
3		観覧用ガラス部分	A	慣れないうちは、突然の人影を見てキリンが驚く恐れがある。	観覧距離を設けるため、人止めを設置する。(予定)
4		室内柵	C	3室あるうち、1室は出産育児用として、柵の下部にフェンスが張ってあり、子供が肢を入れ込まないようになっているが、他の2室には無い。いずれも幼獣が対応できるようにしておくとよいと考える。	いずれの室も幼獣対応できるよう、フェンスを張ることとする。(予定)
5		室内からの出入り口 (雄の寝室)	A	屋内から屋外へ出す際、キー一通路を横切ることになっている。円滑に屋外に出ることができるように(キー一通路に侵入してこないよう)キリン止め柵が設置されているが、高い位置にありすぎる。下をぐぐる可能性も考えるべき。	高い位置しかないとため、他の出入口同様に、下部にも1本追加する。(予定)
6	キリン舎 屋外	水飲み	C	キリン用水飲みに装飾(木材)が取り付けてあるが、キリンが取り外してしまう恐れあり	装飾は撤去
7		同上	C	キリン用水飲みの給水栓がむき出しだが、キリンが取り外してしまう恐れあり	給水栓の覆いを設置。
8		キリン出入り口外 コンクリートたたき	C	屋外に出たコンクリートたたきと、屋外砂床部分で、足を引っかける恐れあり	砂を増やす。大きな段差とならないよう、砂床対策を飼育業務手順に明記し対応する。(予定)
9		同上	C	冬季にコンクリートたたき部分が凍結する恐れがある。	塩を撒く。飼育業務手順に明記し対応する。(予定)
10	サーバルキャッ	室内扉	B	作業扉の施錠箇所を1ヶ所ではなく2箇所とすべき。	二重施錠に改修(予定)
11	ライオン 屋内	部屋の仕切り部分	C	現在の成獣個体ではないだろうが、子供なら部屋上部にある棧に登る心配あり、予め対応しておく方がよい。	棧に登り防止を設置
12	ライオン 屋外	外放飼場 柵	C	逸走防止については、他園で発生したヒヤリハット情報をあらためて入手し、最終点検確認すべき。	調査に、逸走防止対策をとる
13	カバ 屋内	カバ用仕切り柵設置部分	C	床に設置した柵立ては、柵取り外し可能となっており、取り外し時には床面をふさぐ金具を配置することとなっている。これをいたずらする恐れあり	金具は、容易にイタズラできないよう改修
14	カバ 屋外	プール横人止め柵	C	プールに入るスロープ部分では、慣れないうちは人止め柵がわに寄り、驚いた際など、体を乗り出す恐れあり	人止め柵の内側に高さのある柵を設けて置く
15		カバ用柵	C	柵の幅が広い部分がある。子供が生まれた場合、子どもが外に出てしまう恐れあり	広い幅の柵に入り込まないよう塞ぐ
16		ホース接続部収納ボックス	C	カバのいたずらにより破損する恐れあり	収納ボックスの補強を行う(予定)
17	人止め柵	管理用区域への人止め柵の下部隙間	D	幼児がくぐってしまう恐れあり(旭山での実例)	柵下部をふさぐ
18	キリン館	キリンデッキ	D	写真を撮ろうとして物を放飼場に落とす恐れあり	携帯電話等の落下防止対応を検討する

指摘の種類

A 移動時の対策	引っ越し後、慣れるまで、通常の行動とは異なる動きをすることがあるので、補強をしておくためのもの。慣れた後は、取り外すこととなるもの。
B 施設基準不適合	施設基準に合致させる。
C 動物行動配慮	出産後対策、新たな若い個体への対策、イタズラ対策
D 観覧対策	安全な観覧
E その他	

既存施設点検結果

【別紙4】

1 アジアゾーン改修指摘事項(2015/8/25)

No	動物・獣舎名	指摘ヶ所	種類	問題点	改修事項
1	寒帯館 室内	空調	A	換気装置が働いており、室内温度は盛夏でも24～最高26°Cとのことである。 しかし、できれば今後はエアコンを設置したほうが良い。	次の夏に向けエアコン設置
2	高山館 ヒマラヤグマ 屋外	外柵上部	C	電気柵は設けられているものの、冬季積雪時を考慮し、「物理的」に脱出を防止する方策が望ましい。	柵上部に忍び返しの設置
3		外柵	C	同上	柵に取り付けてある現在のアクリル板に代え、鉄板等へ交換
4	熱帯雨林館 マレーグマ 屋内	操作扉の表示	E	誤操作防止として、誰でも見やすいよう、各扉に表示を行うことが良い。	大きな操作表示の設置
5	熱帯雨林館 マレーバク 屋外	屋外放飼場日よけ	A	植樹樹木はバクに破壊されたようだ。 日陰がになる部分が少ない。	日よけシェードの設置
6	熱帯雨林館 テナガザル 屋外	逸走対策	C	ネットフェンスをかけることが望ましい。	ネット設置

2 一時閉園期間中の点検結果(2015/9/14～18)

No	動物・獣舎名	指摘ヶ所	種類	問題点	改修事項
7	アジア寒帯館 ユキヒョウ屋外	観覧柵	D	丸太の柵の一部が広く、指が入る	要改修(アクリル増設)
8	アジア高山館 ヒマラヤグマ屋外放飼場	放飼場に水飲みがない	A	放飼場に専用の水飲み器がない	水飲み器を設置
9	アジア熱帯雨林館マレーバク外放飼場	観音開き扉の補強	C	観音開き扉の補強(バクが寄りかかることにより、扉が破損し逸走する)	扉の補強(カンヌキの追加)
10	アジア熱帯雨林館シシオザル外放飼場	ガラスコーリングの剥れ	D	ガラスのコーリングをサルが剥がしており、外から指を入れることができる状態	来園者側に手が出る可能性があるため、鉄板等でふさぐ
11	カンガルー館 屋内	仕切り柵の補強	C	仕切り柵基部が腐食し、カンガルーがぶつかった場合倒れる恐れがある	基部の補強
12	こども動物園屋内プレーーリードッグ	展示場ガラス扉開閉ハンドル	C	ガラス扉開閉ハンドルの位置が不良であり、開閉時に動物が落下又は逸走の恐れがある	操作ハンドルの位置の変更、開閉ガラス下に動物落下時に受けとなる木箱設置
13	こども動物園エゾタヌキ屋外	外部との出入り	E	エゾユキウサギ屋外放飼場の増築により、エゾタヌキ屋外放飼場に直接入ることができない	外部と直接出入りできる扉の設置
14	こども動物園リスザル屋内	天窓開閉不良	A	天窓の開閉不良により、換気が不十分となる(夏場)	天窓の補修
15	エゾシカオオカミ舎オオカミ屋外	外柵	C	個体の成長により、築山そばのフェンス高さが相対的に低くなり、逸走の恐れがある	フェンスかさ上げ
16	エゾシカオオカミ舎エゾシカ屋外	シカ止め柵	C	シカ止め柵に逸走防止としてテグスを張っているが、逸走の恐れがある	テグスからワイヤーへ交換
17	エゾヒグマ館屋内	吊り扉ワイヤー	C	クマが吊り扉ワイヤーに手をかける	ワイヤー部分を鉄板などで覆う
18	チンパンジー館屋内	天窓開閉不良	A	天窓の開閉不良により、換気が不十分となる(夏場)	天窓の補修
19	チンパンジー館屋内・屋外	遊具・ロープ類の劣化	C	遊具やロープ類が劣化し、破損、破断の恐れがある	輸具、ロープ類の交換
20	モンキーハウス	獣舎全体	C	木組み止めの荷重によるフェンスのたわみ	補強板の設置

No	動物・獣舎名	指摘ヶ所	種類	問題点	改修事項
21	海獣舎	獣舎全体	B	施設全体の老朽化(床面の剥れ等)	H29年度のホッキョクグマ・アザラシ館竣工まで、都度対応
22	世界の熊館	プール	C	プールの縁を歩くため、転落の恐れがある	縁を削り歩けなくなる
23	総合水鳥舎	獣舎全体	B	施設全体の老朽化(檻の破断、給水栓不作動等)	都度対応
24	類人猿館	獣舎全体	B	施設全体の老朽化(躯体コンクリート劣化、鉄檻腐食進行等)	改築に向け、H28基本実施設計を実施予定
25	類人猿館屋内外	遊具・ロープ類の劣化	C	遊具やロープ類が劣化し、破損、破断の恐れがある	輸具、ロープ類の交換
26	熱帯鳥類館出入口	出入口の鳥類逸走対策	C	引っ張りにより落下、再設置が必要(1階・2階とも)	軽量物で再設置
27	熱帯鳥類館屋内	東側・南側ネットの設置状態		ネットに隙間があり、裏に鳥が入り込む	隙間を塞ぐ
28	旧保護舎	獣舎全体	B	施設の老朽化(出入口扉開閉不良、檻の破断等)	都度対応
29	動物病院入院舎	入院室扉開閉不良	C	腐食進行し、開閉不良	改修または扉交換
30		フクタカ側出入口開閉不良	E	扉が歪み、施錠不良	改修または扉交換

指摘の種類

A	飼育環境改善	動物が過ごしやすい環境とする
B	施設の維持	老朽化などによる施設の劣化
C	動物安全対策	動物の事故防止、逸走防止、イタズラ対策等
D	観覧対策	安全な観覧
E	その他	



<指摘3 ヒマラヤグマ 外柵>



<指摘5 バク 外放飼場>



<指摘10 シシオザルコーリング剥れ>



<指摘19 チンパンジー館ロープの劣化>

市民動物園会議における「中期的課題事項」検討スキーム

<市民動物園会議>

- 所掌事務
「円山動物園の運営方針についての審議」に関すること」

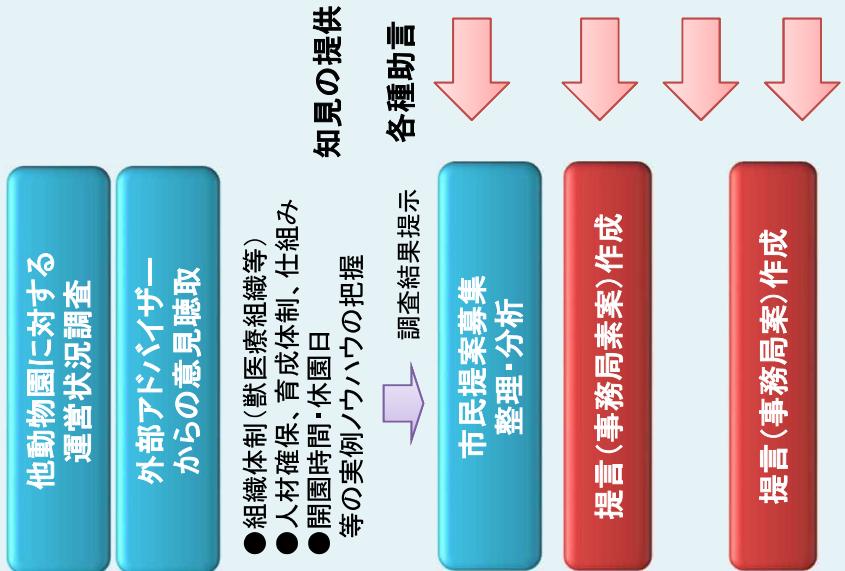
第25回会議
<検討内容>
・中期的課題に対する提言策定方針検討
・調査内容について等

9月30日

<事務局>

- 改善計画
- 中期的課題
- 検討のプロセス
- 課題解決に向けた取組方針

(仮称)札幌市環境局参与 (小菅正夫氏)



11月中旬

12月中旬

平成27年中

中期的課題に対する提言